

第1回果樹部会でいただいた主な御意見 に対する説明資料（新規就農関係）

平成26年7月

農林水産省



新規就農・経営継承対策の全体像

26年度予算 新規就農・経営継承総合支援事業【218億円】
(25年度補正予算(青年就農給付金・農の雇用事業)【99億円】)

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	青年就農給付金(準備型) ① ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について、年間150万円を最長2年間給付 ○研修終了後1年以内に就農しなかった場合、給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還 ○研修終了後1年以内に親元就農する者も対象とするが、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者にならない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保 法人側に対して農の雇用事業 ③ 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)雇用した新規就農者の新たな法人設立・独立に向けた研修に必要な経費を助成(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は最大60万円)	青年就農給付金(経営開始型)② ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の認定新規就農者等※ について、年間150万円を最長5年間給付 ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない ※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象 ※農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の給付期間中に所有権移転しない場合は全額返還	農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業) 法人の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進的な農業法人・異業種の法人へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間) トッププロを目指す経営者育成のための助成
技術・経営力の習得	農業経営者育成教育のレベルアップのための助成			
機械・施設の導入 (経営の複合化、多角化等に必要な物を含む)			青年等就農資金(無利子)【新規】 経営体育成支援事業	スーパーL資金
農地の確保 就農相談等	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。	が新規就農・経営継承総合支援事業で実施する内容		

青年就農給付金（準備型）の給付要件

○ 農業技術及び経営ノウハウの習得のための研修に専念する就農希望者を支援。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農または雇用就農または親元での就農を目指すこと
親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること

3 研修計画が以下の基準に適合していること

- ① 都道府県等が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修する。
※ 既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は給付対象
- ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと

- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- 6 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

返 還

- 1 適切な研修を行っていない場合
 - ・ 給付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得することができないと判断した場合
- 2 研修終了後※1年以内に原則45歳未満で就農をしなかった場合。

※ 準備型を受給しての研修の終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内に準備型の対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後。
- 3 給付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、独立・自営就農又は雇用就農又は親元への就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

青年就農給付金（経営開始型）の給付要件

○ 経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援。

1 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満の新規就農者※であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること

※ 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、認定新規就農者であること。

※ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新たな作目の導入、経営の多角化等）を負うと市町村長に認められること。

2 独立・自営就農であること

・ 自ら作成した経営開始計画※※に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすものとする。

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。（農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること）
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営（独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい。）を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする。

3 経営開始計画※※が以下の基準に適合していること

・ 独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※※ 市町村における、改正農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、青年等就農計画

4 人・農地プランへの位置づけ等

- ・ 市町村が作成する人・農地プラン（東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。）に中心となる経営体として位置づけられていること（もしくは位置づけられることが確実であること）
- ・ または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

5 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できない。また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

6 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

給付対象の特例

- ① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を給付する。
- ② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付する。
- ③ 平成21年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とすることができるものとするが、給付は就農後5年度目までとする。

給付停止

- 1 給付金を除いた本人の前年の所得が250万円を超えた場合
- 2 経営開始計画※※を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合

返 還

農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の給付期間中に所有権移転しなかった場合